

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年8月5日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 関田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2022-0001 号	さいたま市緑区大字中尾字不動谷61番
第 0300-2022-0002 号	さいたま市緑区大字中尾字不動谷62番
第 0300-2023-0037 号	さいたま市岩槻区大字横根字池組514番
第 0300-2023-0053 号	さいたま市岩槻区大字平林寺字東815番3
第 0300-2023-0054 号	さいたま市岩槻区大字本宿字西474番
第 0300-2023-0055 号	さいたま市岩槻区大字野孫字下683番
第 0300-2023-0079 号	さいたま市緑区大字上野田（元染谷分）字東台490番
第 0300-2023-0091 号	さいたま市緑区東浦和九丁目7番3